



化学物質等安全データシート
MSDS (Material Safety Data Sheet)

1) 製品及び会社情報 *****

【製品名】 : マスターウォール・フィニッシュコート (Master Wall Finish Coat)
【整理番号】 : MW-FC

【製造会社名】 : ユナイテッド・コーティングス・マニュファクチャリング会社
(United Coatings Manufacturing Company)

【住所】 : 米国ワシントン州、スポーカンバレー市、東カタルドロード、19011 番地
(19011 E.. Cataldo Road, Spokane Valley, Washington 99016-9423)

【電話】 : 509-926-7143 (米国)

【ファックス】 : 509-928-1116 (米国)

【緊急連絡先】 : ケムトレック (CHEMTREC) / 800-424-9300 (米国)

【独占輸入販売会社名】 : EIFS JAPAN 株式会社

【住所】 : 静岡県掛川市青葉台 1-7

【電話】 : 0537-23-3992 (国内緊急連絡先も同様)

【ファックス】 : 0537-23-3993

2) 組成、成分情報 *****

(成分 1)

【化学名】 : 二酸化珪素 (Silicon Dioxide)

【別名】 : シリカ、石英 (Crystalline Silica, Quartz)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】 : 14808-60-7

【分子式】 : SiO₂

【製品含有量】 : 62%

【官報公示整理番号】 : 該当なし

【化学物質管理促進法】 : 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】 : いずれの法令にも対象物質に該当せず

【米国環境保護法第 372 条】 : 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH 【TLV-TWA (Time Weighted Average)】 : 0.1mg/m³ (許容濃度)

* TWA : 1日 8 時間、1週 40 時間の時間荷重平均濃度

【解説】 : 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH / American Conference of Governmental Industrial Hygienists, Inc.)、及び日本産業衛生学会では、作業環境許容濃度を TLV (Threshold Limit Value)と呼んでおり、これは、ほとんど全ての作業者が毎日繰り返し暴露しても、有害な健康影響が現れないと考えられる化学物質の気中濃度のことです。

OSHA 【PEL-TWA (Permissible Exposure Limit)】 : 0.1mg/m³ (許容暴露限界値)

【解説】 : 米国職業安全、及び保健管理局 (OSHA / Occupation Safety & Health Administration) の中にある職業安全厚生法 (29 CFR 1910. 1000. Table Z-3, Mineral Dusts) では、作業環境許容濃度限界値を PEL (Permissible Exposure Limit) と呼んでおり、これは、ほとんど全ての作業者が毎日繰り返し暴露しても、有害な健康影響が現れない化学物質の気中濃度限界値の事です。

NIOSH 【RELs RESPIRABLE DUST】 : 0.05mg/m³ (粉塵吸引勧告暴露限界値)

* RELs (Recommended Exposure Limit) : TWA, STEL と併用して使用され、作業者の就業時間内の勧告暴露限界値

【解説】 : 米国の厚生省 (DHHS / U.S. Department of Health and Human Services) の中にある米国国立労働安全衛生研究所 (NIOSH / National Institute for Occupational Safety and Health) では、作業者の就業時間内の作業環境勧告暴露限界値を RELs (Recommended Exposure Limit) と呼んでおり、これは、TWA, STEL と併用して使用され、作業者の健康安全を守るために使用される勧告暴露限界値の事です。

(成分 2)

【化学名】 : 水 (Water)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】 : 7732-18-5

【分子式】 : H₂O

【製品含有量】 : 15%

【官報公示整理番号】 : 該当なし

【化学物質管理促進法】 : 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】：いずれの法令にも対象物質に該当せず
【米国環境保護法第 372 条】：有毒化学物質に該当せず
(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)
【作業環境許容濃度】：規定なし

(成分 3)

【化学名】：アクリル系ポリマー (Acrylic Polymer)
【化学物質登録番号 (CAS Number)】：混合
【製品含有量】：10%

【含有化学物】：アンモニア (Ammonia)
【化学物質登録番号 (CAS Number)】：7664-41-7
【分子式】：NH₃
【成分含有量】：最大 0.2%

【官報公示整理番号】：1-391

【化学物質管理促進法】：第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】：劇物に指定、但し、製剤に含有されるアンモニアの含有量が1%未満は除かれるため、劇物に該当せず

【米国環境保護法第 372 条】：有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH 【TLV-TWA (Time Weighted Average)】：25ppm (17mg/m³) (許容濃度)

ACGH 【TLV-STEL (Short Term Exposure Limit)】：35ppm (24mg/m³) (許容濃度限界値)

OSHA 【TWA】：なし (許容濃度)

OSHA 【STEL】：35ppm (許容濃度限界値)

(成分 4)

【化学名】：酸化チタン (Titanium Dioxide)
【別名】：アモルファス (Amorphous)
【化学物質登録番号 (CAS Number)】：13463-67-7
【分子式】：TiO₂

【製品含有量】：5.5%

【成分含有量】：86 97%

【官報公示整理番号】：1-558

【化学物質管理促進法】：第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】：いずれの法令にも対象物質に該当せず

【米国環境保護法第 372 条】：有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH 【TLV-TWA TOTAL DUST】：10mg/m³ (総合粉塵許容濃度)

OSHA 【PEL-TWA TOTAL DUST】：15mg/m³ (総合粉塵許容暴露限界値)

OSHA 【AEL-TWA】：10mg/m³ (勧告暴露限界値)

OSHA 【AEL-TWA RESPIRABLE DUST】：5mg/m³ (粉塵吸引勧告暴露限界値)

* AEL (Acceptable Exposure Limit)：工場内で勧告する暴露限界値

【含有化学物】：水酸化アルミニウム (Aluminum Hydroxide)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】：21645-51-2

【分子式】：Al(OH)₃

【成分含有量】：1 - 5%

【官報公示整理番号】：1-17

【化学物質管理促進法】：第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】：いずれの法令にも対象物質に該当せず

【米国環境保護法第 372 条】：有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】：規定なし

3) 物理的及び化学的性質 *****

【沸騰範囲】：100

【比重】(H₂O = 1)：2

【蒸気密度】：空気より軽量

【被覆加工後の揮発性有機化合物】：0.029ug/m³ (29g/l)

【製品の揮発性有機化合物】：0.020ug/m³ (20g/l)

【水への溶解性】： 溶解する
【外観】： 混合するとバターのような液状
【臭気】： 微弱なアンモニアの臭い
【発火点】： なし

4) シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)について *****

- * マスターウォール・フィニッシュコートの製品に含まれる化学物質は、化学物質管理促進法、及び米国環境保護法 372 のいずれにも有害化学物質として該当しないことから、この製品は危険有害性に該当しない。
- * 建築基準法施行令、第 20 条の 5 第 1 項第 2 号、及び国土交通省告示第 1112 号の規定に基づき、クロルピリホスが使用されていない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の規制対象外製品である。
- * 建築基準法施行令、第 20 条の 5 第 1 項第 3 号の規定、及び国土交通省告示第 1113 号に基づき、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤を使用していない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の第一種ホルムアルデヒド発散建築材料の規制対象外製品である。
- * 建築基準法施行令、第 20 条の 5 第 1 項第 4 号の規定、及び国土交通省告示第 1114 号に基づき、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤を使用していない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の第二種ホルムアルデヒド発散建築材料の規制対象外製品である。
- * 建築基準法施行令、第 20 条の 5 第 1 項第 4 号の規定、及び国土交通省告示第 1115 号に基づき、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤を使用していない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の第三種ホルムアルデヒド発散建築材料の規制対象外製品である。

5) 適用法令 *****

- * 化学物質管理促進法
- * 労働安全衛生法
- * 毒物劇物取締法
- * 建築基準施行令第 20 条 5 第 1 項第 2、3、4 号
- * 国土交通省告示第 1112、1113、1114、1115 号
- * 米国環境保護法 59、61、302、355、372 条
- * 米国労働安全衛生法 29 条 1910
- * 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH)
- * 米国職業安全衛生法 (OSHA)
- * 米国国立労働安全衛生研究所 (NIOSH / DHHS)
- * 米国運輸法 49 条 172 項第 101 号
- * 米国カリフォルニア州法第 65 条

【問い合わせ先】

EIFS JAPAN 株式会社
電話番号：0537-23-3992
ファックス番号：0537-23-3993

- * 尚、製品の化学物質情報以外に記載しなければならない化学物質等安全データシートのその他の項目は、添付した米国の MSDS をご覧ください。